

東金市立認定こども園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東金市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東金市条例第10号）第20条の規定に基づき、東金市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 2号認定子ども 支援法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 3号認定子ども 支援法第19条第3号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 保育短時間認定 施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

(名称等)

第3条 認定こども園の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所在地
東金市立正気こども園	東金市広瀬141番地1
東金市立豊成こども園	東金市関内724番地
東金市立福岡こども園	東金市砂古瀬476番地1

(目的及び運営の方針)

第4条 認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 認定こども園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び支援法その他の関係法令を遵守して運営するものとする。

(利用定員)

第5条 認定こども園の利用定員は、次の表のとおりとする。

認定こども園名	利用定員			
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	
			満1歳以上	満1歳未満
東金市立正気こ	51人	30人	0人	0人

ども園				
東金市立豊成こども園	15人	75人	24人	6人
東金市立福岡こども園	15人	51人	21人	3人

(提供する教育及び保育の内容)

第6条 認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき策定した東金市立幼稚園・保育所・認定こども園共通カリキュラムに従い、園長が別に定めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 教育及び保育の実施に当たり各認定こども園に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の表のとおりとする。

職 種	員 数	職務の内容
園長	1人	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1人	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
保育教諭	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）第6条の規定に基づく必要な員数	上司の命を受け、園児の教育及び保育をつかさどる。
調理師	2人以上（委託、自園調理の場合に限る。）	栄養士が作成した献立に基づく給食業務及び食育に関する活動を行う。
学校医	1人	園児に対する定期及び緊急時の診療並びに健康管理を行う。
学校歯科医	1人	園児に対する定期の歯科健康診断を行う。
学校薬剤師	1人	園内の環境衛生の検査や維持及び改善に必要な指導等を行う。
その他必要な職員	園の運営上必要な員数	保育補助等

(学期)

第8条 認定こども園の学期は、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第9条 認定こども園を開園する時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前7時から午後4時まで

(教育及び保育時間)

第10条 1号認定子どもに対する教育の時間は、原則として午前9時から午後2時までとする。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもに対する教育及び保育の時間は、次の各号に掲げる保育必要量の認定の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内において、園児が保育を必要とする時間とする。なお、定める時間の範囲外において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、東金市立保育所及び認定こども園時間外保育運営規則（平成13年東金市規則第10号。以下「時間外保育規則」という。）に基づき、開園時間の範囲内において保育を延長できる。

- (1) 保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日にあつては午前7時30分から午後4時まで）
- (2) 保育短時間認定 午前8時から午後4時まで

3 前2項の場合において、1号認定子ども及び2号認定子どもに対しては、午前9時から午後1時までの間合同で教育を行う。

(休業日)

第11条 1号認定子どもに係る認定こども園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学年始め休業日 4月1日から同月4日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月5日まで
- (6) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで
- (7) 臨時休業日 園長が特に必要があると認めて、あらかじめ市長の承認を得て定める日

2 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る認定こども園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 前2項に定めるもののほか、感染症の予防上必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日を設けることができるものとする。

(預かり保育)

第12条 認定こども園に在園する1号認定子どもが、次の各号に掲げる事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となったときは、東金市立認定こども園預かり保育実施要綱（令和元年東金市告示第31号。以下「預かり保育要綱」という。）に基づき、一時的に園児を預かり、必要な保護を行う。

- (1) 保護者の就労、求職、疾病等
- (2) 保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担の軽減

2 預かり保育を利用することができる日数は、園長が必要と認める日数とする。ただし、前項第2号の事由による場合は、原則として1月当たり4日を上限とする。

（子育て支援事業）

第13条 認定こども園が行う子育て支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (2) 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
（利用の開始及び終了に関する事項）

第14条 認定こども園は、利用の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し本運営規程、次条の規定により支払を受ける費用に関する事項及びその他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 認定こども園に入園を希望する1号認定子どもの保護者は、別に定めるところにより、市長に入園の申込みをしなければならない。

3 認定こども園に入園を希望する1号認定子どもの数と現に認定こども園を利用している1号認定子どもの総数が利用定員の総数を超える場合は、次の各号に掲げる事由の順に、入園を承諾すべき者を選考する。

- (1) 当該認定こども園の所在する地区に住所がある子ども
- (2) 既に当該認定こども園に兄弟姉妹が在籍しており、次年度も在籍予定である場合
- (3) 抽選

4 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る入園の手続については、東金市保育の利用に関する規則（平成27年東金市規則第18号）に定めるところによる。

5 1号認定子どもの保護者は、園児を退園させようとするときは、別に定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

6 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る退園の手続については、東金市保育の利用に関する規則に定めるところによる。

（利用者負担額その他の費用の納付）

第15条 教育・保育給付認定保護者（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、東金市子どものための教育・保育に係る利用者負担額を定める規則（平成27年東金市規則第12号）第3条に規定する利用者負担額を認定こども園使用料等納入通知書兼領収書又は口座振替の方法により納付しなければならない。

2 認定こども園は、前項に規定するもののほか、次の表に掲げる費用の支払を受けるものと

する。

時間外保育料	時間外保育規則第7条に規定する時間外保育料
預かり保育利用料	預かり保育要綱第11条に規定する利用料等
1号認定子どもに係る給食費	月額（8月を除く）4,020円（主食費530円、副食費3,490円）
2号認定子どもに係る給食費	月額5,700円（主食費600円、副食費5,100円）
3号認定子どもに係る給食費	前項の利用者負担額に含む。
日本スポーツ振興センター共済掛金	東金市立認定こども園及び保育所における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（令和3年東金市規則第11号）に定める額
日用品費、文房具費等	教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
行事費	遠足等の行事への参加に要する費用
その他特定教育・保育において提供される便宜に要する費用	その他、教育・保育に必要となる費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認める費用

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第16条 認定こども園は、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 認定こども園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び東金市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東金市条例第10号）第32条に従って、市、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

（虐待の防止のための措置）

第17条 認定こども園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情対応）

第18条 認定こども園は、園児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者を決め、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

2 認定こども園は、前項の苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行うものとする。

3 認定こども園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策等について記録するものとする。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。